

三条市学校給食調理場調理等業務委託 公募型プロポーザル実施要項

三条市では、次のとおり公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する手続について必要な事項を定めたので、参加を希望する場合はプロポーザル参加申込書に必要書類を添付の上、提出してください。

I 委託業務の概要

1 委託業務名

三条市学校給食調理場調理等業務委託

2 対象施設

一ノ木戸小学校給食調理場 三条市興野一丁目 18 番 1 号（3 ページ参照）

3 委託業務の内容

- (1) 食材の検収
- (2) 調理業務
- (3) 食物アレルギー対応
- (4) 配缶及び配送業務
- (5) 食器具等の洗浄消毒業務
- (6) 施設、設備の清掃及び点検業務
- (7) その他前各号に付随する業務〔具体的な内容は仕様書を確認〕

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 業務引継期間

業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議し、期間を設定することとします。なお、当該期間に係る経費は受託予定者の負担とします。

6 本件委託業務に係る委託料の上限額

（令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの総額）

222,280,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この上限額を超えないものとします。

7 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託業務全体の 5 年間に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）を積算し、提案見積書（様式 10）及び積算内訳書（様式 10 別紙）により提出してください。

8 契約関係

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約の種類

契約の種類は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び三条市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条の規定に基づく長期継続契約とします。ただし、市の歳入歳出予算の額に減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除します。

9 施設設備の使用

既存の施設設備を使用することとし、原則として増改築、改造等は認めません。

10 調理食数

調理食数は年間給食実施計画に基づく数とします。ただし、転出入による児童生徒の増減、学校行事等により食数に変動があります。

施 設	受配校及び調理食数
一ノ木戸小学校給食調理場	受配校 2 校（一ノ木戸小、第二中） 986 食

11 給食実施回数

令和 5 年度の給食実施回数は、一ノ木戸小学校 199 回、第二中学校 201 回であり、令和 6 年度以降の実施回数は年間給食実施計画に基づくものとします。

1 一ノ木戸小学校給食調理場（単独調理場方式）

令和5年5月1日現在

所在地	〒955-0046 三条市興野一丁目18番1号
建物面積	511 m ²
給食開始	平成24年9月
対象校	2校（一ノ木戸小学校、第二中学校）
調理業務等の民間委託の状況	受託業者：株式会社オーシャンシステム 契約期間：令和元年4月1日～令和6年3月31日
職員体制	調理業務受託業者 株式会社オーシャンシステム社員 16人 栄養教諭（県費負担） 1人

対象校

学校名	児童生徒数	職員数	合計
一ノ木戸小学校	595	44	639
第二中学校	308	23	331
調理場 (委託業者社員)		16	16
合計	903	83	986

※栄養教諭（1人）は配属校（一ノ木戸小学校）の職員数に含めて計上

主な設備（ドライ運用）

品名	数量	品名	数量
検収室		ライスチェッカー	1
ドライ対応型球根皮剥機	1	アレルギー対応室	
検食保存用冷凍庫	2	電磁調理器	1
野菜下処理室、魚肉下処理室		冷凍冷蔵庫	1
冷凍冷蔵庫	1	庖丁・まな板消毒保管庫	1
冷凍庫	1	オーブンレンジ	1
冷蔵庫	3	和え物室	
器具消毒保管庫	2	真空低温冷却機	1
庖丁・まな板消毒保管機	1	検食保存用冷凍庫	1
食品庫、洗米室		冷蔵庫	1
冷蔵庫	1	ステンレス製回転釜	1
米専用保冷庫	1	配膳車・コンテナプール	
電動水圧洗米機	1	牛乳冷蔵庫	4
調理室		デザート用冷蔵庫	1
コンビネーションフライヤー	1	棚昇降式電気食缶消毒保管機	7
コンビオーブン	1	器具消毒保管庫	1
高速度ミキサー	1	洗浄室	
フードスライサー	1	自動食器洗浄機	1
ステンレス製回転釜	5	自動食缶洗浄機	1
プレート殺菌庫	1	前室	
器具消毒保管機	2	衣類殺菌庫	3
小型充填機	1	シューズ殺菌庫	3
マイコン式立体炊飯器	4	エアシャワー	1
反転機	1		

Ⅱ 参加資格及び参加手続

1 参加資格等

(1) 資格要件

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次の要件を満たさなければなりません。

- ア 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 1 条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者
- イ 本委託業務を円滑に遂行できるような安定的かつ健全な財務能力を有している者
- ウ 市内に本社、支社、又は営業所等を有する者
- エ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者

(2) 参加制限

次に掲げる事業者は公募型プロポーザルに参加できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立てが行われた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、この限りではありません。
- ウ 国税、県税及び地方税を滞納している者
- エ 過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止の処分を受けた者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合は除きます。
- オ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して 2 年を経過していない者
- カ 暴力団である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過していない者及びその統制下にある者が含まれている事業者

(3) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザル参加申込書の提出日とします。ただし、その後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

(4) 応募に関する留意事項

- ア 参加事業者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって実施要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とします。
- ウ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に

帰属しますが、本市が必要とする場合は、書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 提出された書類は、その理由のいかんに関わらず返却しません。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがあります。

(5) その他

応募に当たって必要な事項が生じた場合は、参加事業者に改めて通知します。

2 実施日程（事業者募集から業務開始までの流れ）

事業者募集及び公告	令和5年8月2日（水）
施設見学会	令和5年8月21日（月）午後2時
事業者説明会	令和5年8月21日（月）施設見学終了後
実施要項等に関する質問受付	令和5年8月22日（火）から 令和5年9月1日（金）まで
実施要項等に関する質問回答	令和5年9月8日（金）
応募書類の提出期限	令和5年9月15日（金）午後4時まで
書類審査及び第一次選考の結果通知	令和5年9月29日（金）
第二次選考（プレゼンテーション審査）	令和5年10月下旬
第二次選考結果通知（最終受託候補者決定）	令和5年11月下旬
業務委託に関する打合せ	令和6年1月中旬
業務引継ぎ	令和6年2月上旬から 令和6年3月31日（日）まで
業務開始	令和6年4月1日（月）

3 応募手続等

(1) 施設見学

【日時】 令和5年8月21日（月）午後2時

【場所】 一ノ木戸小学校給食調理場 三条市興野一丁目18番1号

【申込】 施設見学参加申込書(様式1)により、8月17日（木）までに郵送（必着）、ファクス又は電子メールで三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係へ申し込んでください。

(2) プロポーザル参加事業者説明会

【日時】 令和5年8月21日（月）※施設見学終了後

【場所】 三条市役所栄庁舎 2階 201会議室（予定）

【申込】 事業者説明会参加申込書(様式2)により、8月17日（木）までに郵送（必着）、ファクス又は電子メールで三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係へ申し込んでください。

(3) 実施要項等に関する質問

実施要項等の内容に関する質問は、8月22日（火）から9月1日（金）までの間に受け付けます。質問書（様式3）に質問内容を記載し、郵送、ファクス又は電子メールにより、三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係へ照会してください。

なお、質問に対する回答は、9月8日（金）に三条市のホームページに掲載します。

(4) プロポーザル参加申込み手続等

プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書等を三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係に提出してください。

提出方法等の詳細は、8ページ（プロポーザル参加に関する提出書類等について）を御覧ください。

4 選考審査

(1) 第一次選考及び結果通知

第一次選考は、書類審査により全応募事業者に対して合否通知を行い、合格者には第二次選考の案内をします。

(2) 第二次選考及び結果通知

参加事業者のプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い、受託予定者を決定し、その結果を通知します。

(3) 受託予定者の特例

受託予定者が契約締結までの間に、本件公募型プロポーザルへの参加資格を有しなくなった場合には、選考審査基準に基づいて、評価結果が次順位の者を新たな受託予定者として手続きを行います。

(4) 選考審査基準

別紙選考審査基準により選定します。

プロポーザル参加に関する提出書類等について

1 提出書類（三条市ホームページからダウンロードしてください。）

No.	書 類 名	提出部数
1	様式4 三条市学校給食調理場調理等業務委託プロポーザル参加申込書	1
2	様式5 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	原本1 副本3
3	様式6 衛生管理に関する提案書	同上
4	様式7 労働安全管理及び調理従事者の配置に関する提案書	同上
5	様式8 調理従事者の教育に関する提案書	同上
6	様式9 学校との交流に関する提案書	同上
7	様式10 提案見積書・提案見積に係る積算内訳書	同上
8	様式11 欠格事項確認書	同上
9	定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）	同上
10	登記事項証明書（全部事項証明）	同上
11	納税証明書（国税・県税・市税）	同上
12	団体の経営状況を証明する書類（直近2か年の財務諸表） 貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書	同上
13	事業者の概要・給食又は大量調理の実績が分かるもの	同上
14	暴力団等の排除に関する誓約書	同上

2 提出期限 令和5年9月15日（金）午後4時（必着）

3 提出先 三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係

4 提案書の書式

- (1) 提出書類は、A4判用紙、横書き、左綴じとし、複数ページにわたるものはページ番号を記入してください。
- (2) 様式ごとにインデックスを付けてください。
- (3) 事業者の概要等は、沿革、組織図等を提出してください。（PR用パンフレットでも可）
- (4) 提案書及び添付書類は、A4判フラットファイルに綴じて提出してください。
- (5) フラットファイルには、「令和6年度三条市学校給食調理場調理等業務委託提案書、（提案者の名称）」を背表紙及び表紙に記入してください。

【お問い合わせ】 三条市教育委員会事務局教育総務課庶務係

〒959-1192 三条市新堀 1311 番地

電話：0256-45-1111 FAX：0256-45-1120

Eメール：kyouikusoumu@city.sanjo.niigata.jp

ホームページ：<https://www.city.sanjo.niigata.jp/>